

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略

平成 15・03・26 製局第 5 号

平成 15 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

## 一部事務組合の競輪開催届の事務取扱いについて

地方自治法第284条第1項の規定に基づく一部事務組合を設立して競輪を施行する場合、開催届の提出者は、引き続き、下記によることとしたので、各関係施行者に対し、改めて周知徹底方をお願いします。

なお、昭和61年5月16日付け61機局第292号「競輪施行者の一部事務組合の競輪開催届の事務取扱いについて」は、廃止します。

## 記

- 1 開催届の提出者は、一部事務組合の管理者名をもって提出すること。

(記載例)

東京十一市競輪事業組合(一部事務組合の名称)

管理者 町田市長名

- 2 競輪の呼称

(記載例)

平成十五年度第4回東京十一市競輪事業組合宮京王閣競輪

3 本件は、平成15年度第2・四半期開催分から適用する。